

（第120回社会保障審議会介護給付費分科会・参考資料1-4（H27.3.25））
 （第7回平成26年度介護報酬改定検証・研究委員会・参考資料4（H27.3.20））
 （第111回社会保障審議会介護給付費分科会・参考資料2-5（H26.10.22））
 （第6回平成26年度介護報酬改定検証・研究委員会・参考資料4（H26.10.16））
 （第104回社会保障審議会介護給付費分科会・参考資料3（H26.7.23））
 （第5回平成26年度介護報酬改定検証・研究委員会・参考資料3（H26.7.16））
 （第96回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2（H25.9.11））

第3回介護報酬改定検証・研究委員会（9月4日（水））における 主な議論と対応について

1. 調査手法に関する事項

（1）抽出方法について

調査対象を抽出する際の偏りをできるだけ排除するとともに、調査対象の抽出手法を共通化すべきとの意見があり、今回の調査においては以下の方法を全ての調査において可能な限り採用する。【今年度対応】

- ① 事業者の抽出は、地域ブロック毎にランダムに抽出する。
- ② 利用者の抽出は、利用者番号と事務局が割り当てる乱数を用いて抽出する。

（2）調査設計時における実際のサービス提供形態を踏まえた配慮について

○ 調査設計時において、同種の調査が実施される場合には、事前にサービス提供形態を踏まえた調査設計が必要であることから、同種の調査におけるサービス提供事業者が実際にどのようなサービス提供を行っているかを事前に把握し配慮する必要があるとの意見があった。

例えば、集合住宅における複数の調査においては、それらのサービスが同時に提供される事が想定され、それぞれの調査の設計には、このようなサービス提供形態への配慮を行うべきとの意見があった。【次年度以降対応】

（3）調査の設問の共通項目について

○ 共通性のある調査については、調査設計時から横断的に内容等を精査し、設問の共通化やサービス間の相互関係等に配慮した設問の設定等を行う。【次年度以降も引き続き検討】

（4）調査項目の設定等について

○ 調査項目の採用について、平成25年度調査においては、客観的な指標（認定調査票等）を優先採用することとしたが、次年度以降の調査においても、調査項目の設定については、その改善の必要性も含め、再度検討を行う。【次年度以降も引き続き検討】

2. 調査全般に関する事項

○ 調査にあたっては、検証すべき仮説を関係者間で共有すべきであり、この点も含め調査設計に十分な時間を確保すべきとの意見があった。次年度以降は、当該意見を踏まえたスケジュールとなるように配慮する。【次年度以降対応】

○ 全ての検証・研究調査において得られたデータを、厚生労働省が一元管理し、今後の検証で活用できるようにすべきとの意見があった。これらの対応について、今後、引き続き検討を行う。【次年度以降検討】